

# 中海会議の見直しについて (案)

中海会議事務局

# 1 中海会議の概要

- ・平成21年12月 鳥取・島根県知事 協定書締結
- ・平成22年4月 中海会議 設置
  - ⇒ 中海会議とは、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する場
  - ⇒ 同年9～10月にかけて、中海会議の各所掌事務について調整・検討を行うため、2つの部会及び2つのWGを設置

## 中海会議

〔  
《構成員》国局長（国交省、農水省）、  
両県知事、関係4市市長  
《オブザーバー》 環境省、防衛省  
〕

## 幹事会

〔  
《幹事》 国部長（国交省、農水省）、  
両県関係部局長、関係4市副市長、  
境港管理組合事務局長  
〕

## 部会・WG【◎：事務局】

### （1）中海湖岸堤等整備に関する調整会議（部会）

《構成員》  
◎国交省(出雲河川事務所)  
防衛省、境港管理組合、  
両県関係部局、関係4市  
《オブザーバー》  
気象庁、海上保安庁

### （2）中海の水質及び流動会議（部会）

《構成員》  
◎両県(環境部局)  
国交省、環境省、農水省、  
両県関係部局、関係4市

### （3）中海沿岸農地排水不良WG

《構成員》  
◎米子市(農林課)  
国交省、農水省、  
鳥取県関係部局、  
米子市(総合政策課)

### （4）中海の利活用に関するWG

《構成員》  
◎両県(政策部局)  
国交省、環境省、  
両県関係部局、関係4市

## 2 見直しの趣旨①

- ・ 中海会議が発足してから10年以上が経過し、発足当時とは事業の内容や住民の関心が変わり替わってきていることから、協定書の趣旨（※）に改めて立ち返るとともに、会議の在り方について改善を考える時期にある

※『大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として・・・協議会を設置すること及びその協議会を毎年開催すること。』

- ・ 特に、排水不良WG・利活用WGでは、これまでの取組に成果が現れており、中海会議におけるWGとしては一定の役割を終えたものと評価

### （3）中海沿岸農地排水不良WG

- ・ WG設置当初から取り組んできたモデルほ場（農地2.91haかさ上げ）が、令和6年5月に事業完了。「水はけが良くなった」旨の声が寄せられるなど、一定の効果を確認。
- ・ WGにより、排水不良解消に向けた技術支援及び補助事業活用等に対する助言や、建設残土等の情報共有が機能した結果、モデル事業を通じて対策手法が概ね確立。

◇ 農地かさ上げ工程 ◇



## 2 見直しの趣旨②

### (4) 中海の利活用に関するWG

- ・ 中海の利活用について、各団体により主体的に取り組まれており、WGを通じて情報共有するとともに、必要に応じて取組内容の充実を進めてきた。
- ・ 特に近年のトピックであった「水産資源の回復・活用」についても、サルボウガイ養殖の取組が開始されるなど、中海の恵みの賢明な利用（ワイズユース）が進展し、一定の成果が出ている。
- ・ また、「中海周辺観光」については、中海・宍道湖・大山圏域市長会（だんだんサミット）や松江・境港・隠岐観光振興協議会のように、中海沿岸を含めたより広域での連携も既に展開されている。

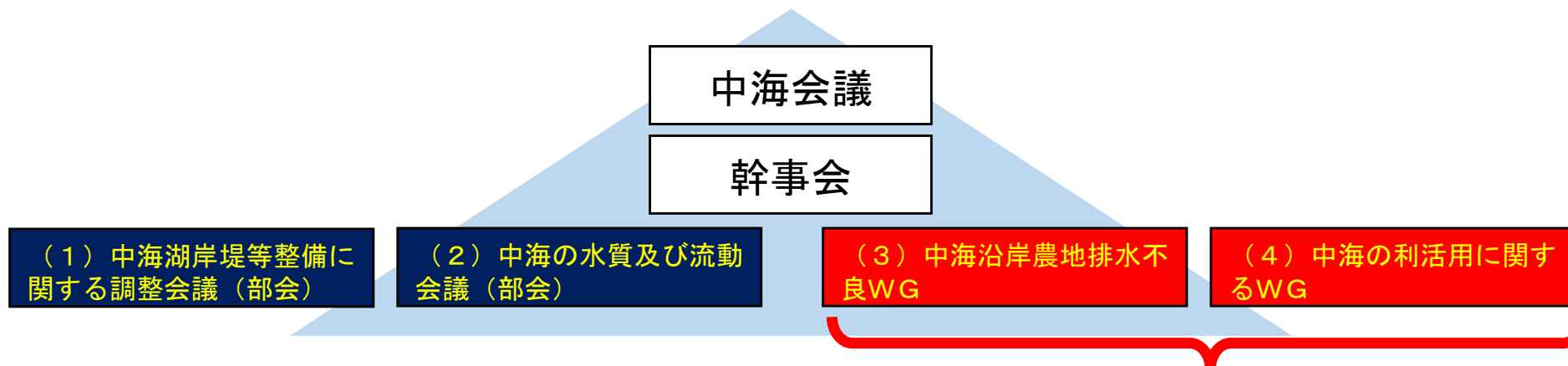


⇒ 今後の中海会議では、協定書に示された設立趣旨である湖岸堤等整備・水質問題に議論を絞り込み、引き続き促進する事業・施策について、より重点を置いて協議検討を行うこととしたい

※なお、利害関係者間の調整機能について、排水不良WGでは今後も必要に応じて協議・情報共有を継続する関係が構築されており、利活用WGとしても「中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会」などの協議体が存在することから、この度の見直しを進めることで調整機能に支障が生じるものではない。

### 3 見直し概要

- ・排水不良WG・利活用WGについて、WGとしての活動は一区切りを付ける



#### ※見直しに伴い、中海会議の所掌事務（設置要綱）を改正する

○中海会議設置要綱（抄）  
（所掌事務）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- （1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- （2）中海の水質及び流動などに関すること
- ~~（3）中海沿岸農地の排水不良に関すること~~
- ~~（4）中海の利活用に関すること~~
- （3と）その他

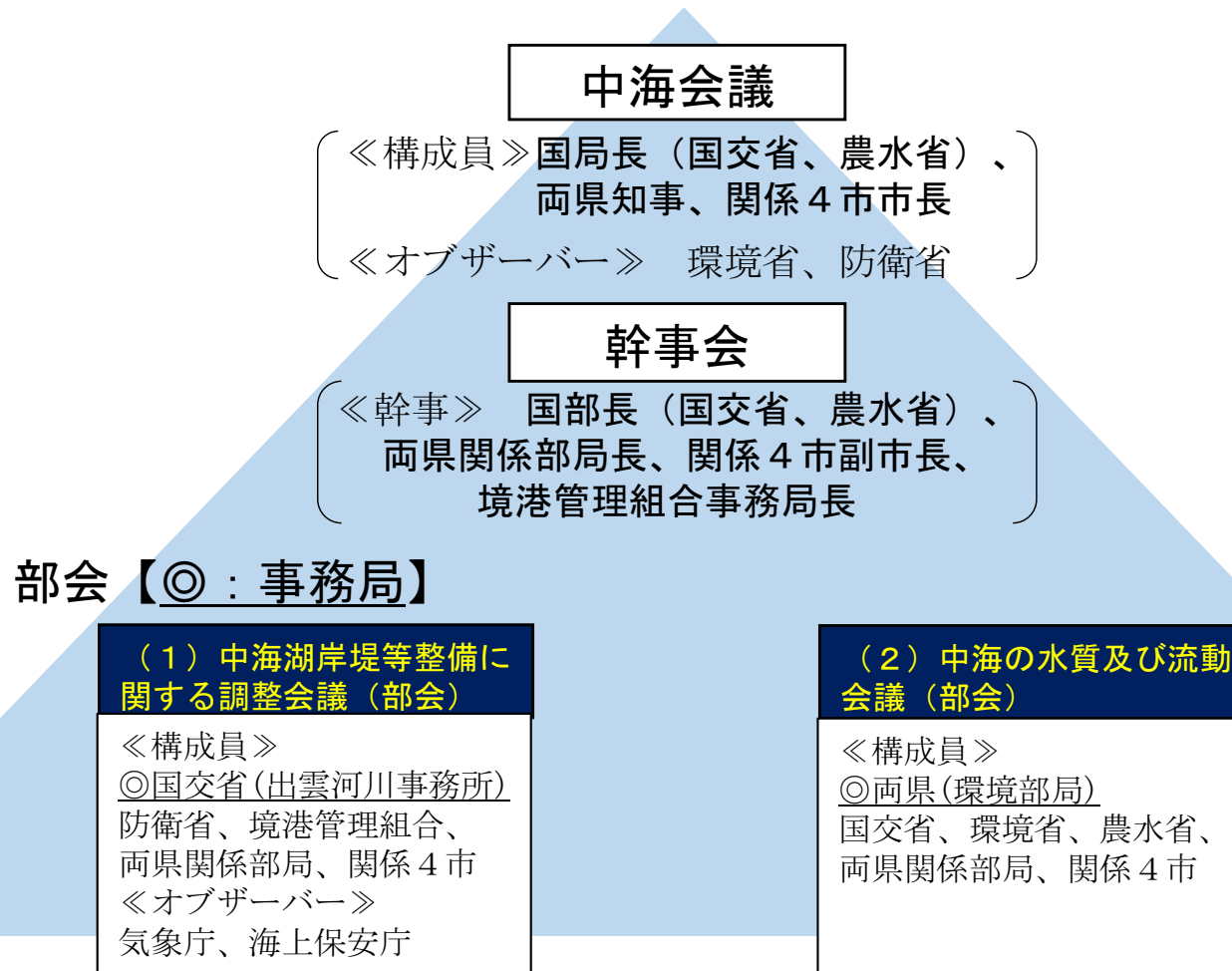
- ・ 既にWGの有無にかかわらず、関係団体の主体的な取組として推進されている
- ・ 中海会議に位置付けられているWGとしては廃止することとし、関係団体としての通常取組として展開する

⇒ 今後は中海会議において、WGとしての活動報告は行わないが、

- ・ 湖岸堤等整備・水質問題以外のテーマで、中海会議の場で共有すべき事項について提案等があれば、必要に応じて会議の議題を設ける
- ・ 特段の対応（資料提出等）が求められた場合は、現在のWG事務局（米子市、両県政策部局）が、関係団体と連携して随時対応する

## 4 今後の検討体制

- ・ 今後、中海会議では、湖岸堤等整備・水質問題について集中的に議論する
- ・ なお、構成員・オブザーバーは、引き続き現在のメンバーで検討を進める



## 資料5-2

中海会議設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。</p> <p>(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること</p> <p>(2) 中海の水質及び流動などに関すること</p> <p><u>(3) その他</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。</p> <p>(1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること</p> <p>(2) 中海の水質及び流動などに関すること</p> <p><u>(3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること</u></p> <p><u>(4) 中海の利活用に関すること</u></p> <p><u>(5) その他</u></p>

### 附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(空白)



（目的）

第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- （1）中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- （2）中海の水質及び流動などに関すること
- （3）その他

（構成）

第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

（会議）

第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるものとする。
- 4 会議の議題提出は、議長の他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

（幹事会）

第5条 会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の政策戦略本部長又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるものとする。

（部会の設置）

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるものとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

（事務局）

第7条 会議には事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県政策戦略本部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）  
（構成員）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）  
（幹事）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	農村振興部長
鳥取県	政策戦略本部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長